

令和元年12月23日

1, 2年生PTA会員 様

丹波篠山市立西紀中学校PTA  
会 長 飯田 英明  
総務部長 山本 毅

## 令和2年度 PTA会長選挙公示について

寒冷の候、保護者の皆様におかれましては、益々ご清栄のことと、お喜び申しあげます。

平素は、PTA活動に、ご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、次年度のPTA組織編成に向けて、令和2年度PTA会長の選挙公示を下記の要領で実施いたします。

つきましては、裏面「西紀中学校PTA申し合わせ事項」に目を通して頂き、会長選出についてよろしくお願いたします。

### 記

- 改選の役職と定数 PTA会長 1名
- 立候補の受付期間 令和2年1月 7日(火) 8:00より  
令和2年1月10日(金)16:00まで
- 届 出 候補者は、下記に必要事項を記入し、西紀中学校PTA事務局に届け出る。
- 投 票 令和2年1月14日(火)投票用紙等配布  
令和2年1月22日(水)締切・開票  
\*立候補者が1名の場合は信任投票なしで会長内定となります。
- その他 立候補がない場合は、1月22日(水)19:30より、次年度3年生(現2年生)会員によるPTA会長選出当該学年会議を西紀中学校の多目的ホールで開催します。 現2年生の会員様はお心づもりをお願いします。

令和2年度 P T A会長選挙

## 立 候 補 届

私は、令和2年度P T A会長選挙に立候補しますのでお届けいたします。

なお、選挙にあたっては、P T A申し合わせ事項に従い、公正な選挙を行うことを誓います。

令和2年1月 日

立候補者

印

西紀中学校P T A事務局 様

## 西紀中学校 P T A 申し合わせ事項 平成30年12月5日 一部改正

- (1) P T A 会長の選出は、会員（新2年生～新3年生）中から「P T A 会長立候補」について現総務部（総務部長）が主体となり計画、一定の期間を設け公示・受付し、委員総会・総会を経て承認するものとする。
- (2) P T A 会長の立候補者が複数である場合については、会員（新2年生～新3年生）において現総務部（総務部長）が主体となり計画、一定の期間を設け公示・受付し選挙を行い選出、委員総会・総会を経て承認するものとする。  
なお、選挙委員長については現総務部長が務め、現会員で選挙を行う。
- (3) P T A 会長の立候補が無い場合、新3年生会員の中から互選するものとし、当該学年において、P T A 会長を推薦・選出するための「P T A 会長選出当該学年会議」を現総務部が主体となり計画・公示し開催するものとする。  
「P T A 会長選出当該学年会議」については、新3年生会員全員が出席し、やむを得ず欠席の場合は「欠席する会員の委任状」を総務部長あて提出し、現総務部長に全てを委任するものとする。
- (4) P T A 会長の任期は1年とし、再選を妨げない。
- (5) 新役員の選出、承認は P T A 委員総会が行い、P T A 総会へ新役員の氏名を報告する。  
また、P T A 規約の改正は P T A 委員総会が行い、P T A 総会へ新規約を報告する。
- (6) 前年度の総務部に在籍していた役員について、基本的には再選を妨げないものとするが、負担の減及び P T A 活動をより広く円滑に活性化するため、再選された役員本人の意向を尊重・確認し、役員選任の決定するものとする。
- (7) P T A 地区委員の定数については、中学校在籍の地区における家庭数が、
  - (ア) 5以下の自治会については、定数1名
  - (イ) 6以上9以下の自治会については、定数2名
  - (ウ) 10以上の自治会については、定数3名 とする。また、委員の男女の別については、その地区の事情により不問とし、前年度の地区委員が主体となり、それぞれの地区においてのルール等に基づき地区委員を選出されたのち、P T A 会長まで報告するものとし、複数以上の委員数の地区については、P T A 活動をより広く円滑に活性化するため、男女それぞれの別に選任する事について可能な範囲で務めるものとする。
- (8) P T A 会長は、P T A 委員より1名を篠山市同和教育研究協議会の代議員に委嘱するものとし、また各校区においての「まち（郷）づくり」協議会等、必要に応じて総務部会で協議、委員等に委嘱するものとする。
- (9) 西紀支所管轄 P T A（西紀中・西紀南小・西紀小・西紀北小幼・西紀みなみ幼）役員で構成される西紀交流会について、中学校で行なう「危険箇所調査」などに基づき、また教育環境・子ども達の健全な育成について積極的に情報交換・交流をし、必要に応じ、市長・市教委・市議会・警察公安委員会等に西紀支所管轄 P T A 当番校である会長が主体となり、要望書等を取りまとめ提出、充実した環境づくりについて取り組むものとする。
- (10) この P T A 申し合わせ事項の改正は、P T A 総務部会がおこない、P T A 委員総会へ新申し合わせ事項を報告する。

以 上